

# ゼミナール委員会規約

平成 7 年 1 0 月 1 日 制 定  
平成 2 8 年 1 月 2 2 日 最終改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 [名称] 本会は京都教育大学学生自治会設置細則により京都教育大学ゼミナール委員会と称する。

第 2 条 [目的] 本会は教育・社会に関して、学生が主体的に学ぶ場としての自主ゼミの発足・活動の支援をするとともに、講演会やゼミ形式の企画の場を設け、学内ゼミの活発化を図り、一人ひとりが自主的に学び、成長できる場を確立する。

第 3 条 [任務]

- ①学内に自主ゼミを広め、総括をする。
- ②自主ゼミ活動への援助・保障をする。
- ③学内外のゼミの交流と研究成果の普及を図る。
- ④その他、本会の目的に合致するあらゆる活動を積極的に行う。

第 4 条 [構成] 本会は京都教育大学にあって、以下の(1)、(2)を以て構成する。

- (1) 自主ゼミ構成員
  - (2) 企画・運営に携わる本学学生
- 上記の(1)、(2)の構成員をゼミナール委員と呼ぶ。

第 5 条 [組織] 別記

第 6 条 [入会規定等]

- ①新しく結成される自主ゼミ並びに、常任委員及び自主ゼミへの加入希望者は常任委員会の審議を経て、本会に入会できる。
- ②以下の条件に合致すれば、入会できる。
  - (1) 本学学生、又は本学学生で構成されている団体であること。
  - (2) 本会規約を守ること。
- ③入会の際は、以下の手続きを行う。
  - (1) 自主ゼミの設立希望の場合は、自主ゼミ届（自主ゼミ名、活動目的、自主ゼミの構成員氏名、代表及び副代表の連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て加入できる。
  - (2) 常任委員への加入希望者の場合は、常任委員届（氏名、連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て加入できる。
  - (3) 自主ゼミへの加入希望者の場合は、自主ゼミ参加届（自主ゼミ名、氏名、連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て加入できる。
- ④入会後は、以下の任務を行う。
  - (1) 自主ゼミ活動又は企画・運営に携わる。
  - (2) 総会に参加し、その決定を守る。
  - (3) 自主ゼミは、定期総会において自主ゼミ現状報告書（自主ゼミ名、自主ゼミの構成員氏名、代表及び副代表の連絡先、自主ゼミ活動の継続意思）を提出する。

第 7 条 [脱会規定]

- ①自ら脱会する場合は、以下の手続きを行う。
  - (1) 自主ゼミ構成員でなくなる場合は、自主ゼミ脱退届（自主ゼミ名、氏名、脱退理由）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。
  - (2) 自主ゼミを解散する場合は、自主ゼミ解散届（自主ゼミ名、代表者氏名、解散理由）を常任委

員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。

(3) 常任委員会役員でなくなる場合は、常任委員会役員辞任届（氏名、辞任希望役職、辞任希望理由）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。

②第6条②(1)の規約に反する場合、直ちに本会から脱会させることができる。

③以下の条件に該当した自主ゼミ及び常任委員は総会の承認を以て、本会から脱会させることができる。

(1)本規約に関する違反があった場合。

(2)他の自主ゼミ、学生の活動に支障をきたすような行為があった場合。

(3)自主ゼミで、自主ゼミ代表者会を年度内に3回以上無断で欠席した場合。

## 第2章 機 関

第8条 本会は以下の機関を置く。

1. 総会 2. 常任委員会 3. 自主ゼミ代表者会

### 総 会

第9条 総会はゼミナール委員により構成され、本会の最高議決機関であり、ゼミナール活動の基本方針等を協議し議決する。ただし前期定例総会においては、委員会登録により登録されたゼミナール委員会代表委員をゼミナール委員に含むものとする。

第10条 定例総会は当該年度の前期学生大会前と後期に一度ずつ、常任委員会が招集する。その他、常任委員会が必要とした場合は、直ちに臨時総会を招集する。

第11条 総会はゼミナール委員の3分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

### 常任委員会

第12条 常任委員会は以下の役員で構成する。

委員長1名、副委員長1名、常任委員（企画運営部・交渉部・広報部・会計部等）若干名

第13条 常任委員会は本会の最高執行機関であり、総会の決定に基づきこれを行う。

第14条 常任委員会は役員3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

第15条 委員長は本会を代表する。

第16条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは委員長の任務を代行する。

第17条 常任委員は以下の任務を行う。

(1) 企画運営部は学生の興味・関心に沿った自主ゼミ企画の運営を中心となって行う。

(2) 交渉部は各自主ゼミの状況を把握し、ゼミナール委員会及び自主ゼミに関する交渉を行う。

(3) 広報部は常任委員会の報告や活動予定を掲載した機関誌を発行し、多くの学生に自主ゼミに関する情報を提供し、自主ゼミの活発化を図る。

(4) 会計部は第3章における会計に関わる諸活動を担当する。

第18条 [選出]

(1) 委員長・副委員長は総会出席者の3分の2以上の賛成を以て承認する。

(2) 委員長・副委員長の再任は妨げない。

第19条 常任委員会は原則として毎週1回行う。その他、委員長が必要と認めたとき、又は常任委員からの要請があったとき、委員長が招集する。

第20条 [任期]

①委員長・副委員長の任期は承認時から次回後期定例総会までとする。

②常任委員の任期は入会時から次回後期定例総会までとする。ただし、本人の意思により任期を延長することができる。

## 自主ゼミ代表者会

第 21 条 自主ゼミ代表者会は以下の役員で構成する。

常任委員会委員長又は代役の常任委員，各自主ゼミ構成員から 1 名

第 22 条 自主ゼミ代表者会は常任委員会と各自主ゼミの連絡機関である。

第 23 条 自主ゼミ代表者会は原則月 1 回，年度内に 8 回行う。

第 24 条 自主ゼミ代表者会の開催については常任委員会と各自主ゼミの事前協議により，その日時を決定する。

## 第 3 章 会 計

第 25 条 本会の収入は，教育後援会より交付される補助金，学生自治会予算からの年間一定の予算及び，臨時の収入をもってこれにあてる。

第 26 条 本会の収入は，ゼミナール委員会及び自主ゼミの活動に使用する。

第 27 条 予算案は常任委員会が予算原案を作成し，総会の審議承認で成立する。

第 28 条 決算報告は常任委員会が決算原案を作成し，総会の審議承認で成立する。

第 29 条 本会の収入，支出は常任委員会会計部が担当する。

第 30 条 本会の会計年度は 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする。

## 第 4 章 改 正

第 31 条 本規約の改正は常任委員会の発議によって成立する。但し，改正の発議は常任委員会役員の数分の 2 以上の要請があった場合審議し，総会での承認を経て改正・補足する。

附 則 この規約は平成 28 年 1 月 23 日より施行する。

(組織図)

